

浜松市公告第 571 号

浜松市の業務委託契約等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 10 月 29 日

浜松市長 中野 祐介

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 令和 8 年度浜名区（北地域）街路樹育成管理業務（その 2）
課名 浜名土木整備事務所（維持修繕グループ）
- (2) 業務委託の場所 浜松市浜名区（北地域）管内
- (3) 業務内容 街路樹の良好な育成や美観の向上など、街路樹の適正な育成管理業務
- (4) 履行期間（契約期間） 契約日の翌日 ～ 令和 9 年 3 月 26 日

2 入札及び契約担当課（以下、「入札等担当課」という。）

〒431-1395 静岡県浜松市浜名区細江町気賀 305 北行政センター2 階
浜松市土木部浜名土木整備事務所（維持修繕グループ）
電話：053-523-2902 FAX:053-523-2975
メールアドレス：hn-doboku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 入札参加資格

本件入札は、浜松市特定業務委託共同企業体取扱要綱に基づき結成された特定業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる全ての要件を満たすものに限り参加できるものとする。

- (1) 共同企業体は 2 者又は 3 者で構成し、各構成員の出資比率は 2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上とすること。また、代表者はその比率の最大の者で、かつ、より大きな業務能力・体制を有するものであること。
- (2) 共同企業体の構成員は、次の要件を満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - イ 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 7・8 年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借業種分類 3008：緑地・樹木・雑草等管理業務委託）の認定を受けており、浜松市特定業務委託共同企業体取扱要綱第 5 条で規定する構成であること。
 - ウ 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- カ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可（造園工事業）を受けている者であること。
- キ 事業協同組合については、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づいて設立された組合であり、官公需適格組合証明を受けている者であること。
- ク 所属する協同組合等の団体が参加申請をしていないこと。協同組合等の団体においては、所属する組合員等が参加申請をしていないこと。
- ケ 構成員は浜松市内に本店を有する者であること。
- コ 業務責任者には、造園施工管理技士 1 級または 2 級の資格を有する者を配置できること。
- サ 1 に掲げる業務委託に係る 2 以上の共同企業体の構成員でないこと。

4 入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、共同企業体の業務委託入札参加資格審査申請書、協定書の写し及び使用印鑑届を添付のうえ、「業務委託等入札参加資格確認申請書（一般競争）」（以下、「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は、確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX 又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和 8 年 10 月 30 日（金）から令和 8 年 11 月 9 日（月）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、21 項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

入札等担当課（2 項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) その他

ア 確認申請書に、入札参加資格の確認結果についての希望する通知方法（①入札等担当課

で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は5項に記載のとおり。)を記載すること。なお、郵送での通知を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

- イ 確認申請書に、入札書の提出方法の予定(①入札日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は11項に記載のとおり。)を記載すること。

なお、入札書の提出方法を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、入札等担当課へ連絡すること。

- ウ 受付期間内に確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 入札等担当課で受け取り

イ 郵送 (※郵送を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。)

ウ 電子メール (※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを確認申請書に記載すること。)

(2) 確認結果の通知日

ア 入札等担当課で受け取りの場合

令和8年11月12日(木)から令和8年11月16日(月)までの間に、入札等担当課で受け取ること。(21項に記載する開庁時間内に限る。)

イ 郵送又は電子メールの場合

令和8年11月12日(木)までに発送又は発信する。

6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等(一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。)、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 要求期限

令和8年11月16日(月)午後4時(提出先に必着)

(持参の場合は、21項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

入札等担当課(2項に記載のとおり。)

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から 2 日以内に文書で行う。

7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明資料等（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり提供する。

(1) 公開方法

本市ホームページからダウンロード

(2) 公開期間

令和 8 年 10 月 29 日（木）から 令和 8 年 11 月 20 日（金）まで

8 入札公告及び仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質問書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX 又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和 8 年 10 月 30 日（金）から令和 8 年 11 月 12 日（木）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、21 項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

入札等担当課（2 項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 8 年 11 月 18 日（水）から入札等担当課において閲覧に供するとともに、入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

9 本件入札に関する説明会

開催しない。

10 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和 8 年 11 月 24 日（火）午後 2 時 00 分

(2) 場所 北行政センター21 会議室（浜松市浜名区細江町気賀 305）

11 入札書の提出方法

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

- ア 入札執行日時に入札場所へ持参
 - イ 受領期間内に入札等担当課へ持参（以下「事前提出」という。）
 - ウ 受領期限までに入札等担当課へ郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）
- (2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等
- ア 受領期間 令和8年11月12日（木）から令和8年11月20日（金）まで
（21項に記載する開庁時間内に限る。）
 - イ 提出先 入札等担当課（2項に記載のとおり。）
 - ウ その他 別紙「入札（見積合せ）の注意事項 *業務委託・賃貸借用」に従い、提出すること。
- (3) 郵送等による入札書の受領期限及び送付先等
- ア 受領期限 令和8年11月20日（金）午後4時まで（送付先に必着）
いかなる理由であっても受領期限に遅れた場合は、当該入札書は無効とする。
 - イ 送付先 入札等担当課（2項に記載のとおり。）
 - ウ その他 別紙「入札（見積合せ）の注意事項 *業務委託・賃貸借用」に従い、提出すること。
- (4) 提出方法の変更及び提出の取りやめ
- 確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、入札等担当課へ連絡すること。

12 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札（見積合せ）の注意事項 *業務委託・賃貸借用」のとおり。

13 入札方法等

- (1) 入札は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (3) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等による提出による入札者は、2回目の入札に参加できない。
- (4) 落札となるべき同価格の入札者が2人以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本市職員が引くものとする。
- (5) 事前提出及び郵送等による入札者に対しては、原則として入札執行日の午後5時までに入札結果を電話又はその他の方法で連絡する。

- (6) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。

14 最低制限価格の設定

有り

この一般競争入札は、『浜松市業務委託契約における最低制限価格取扱要領』を適用し、最低制限価格を設定する。

最低制限価格の算出方法は、以下のとおりである。

$\{(直接人件費 + 直接経費) \text{ 千円未満切り捨て}\} \times \{\text{消費税分加算 (1.10)}\} = \text{最低制限価格}$

ただし、上記計算式で算出された金額が予定価格の 60%に満たない場合は、予定価格×60%、予定価格の 80%を超える場合は、予定価格×80%のそれぞれを最低制限価格とする。

最低制限価格を下回る価格で、入札を行った者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込をした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

15 入札の無効

浜松市契約規則第 13 条第 1 項の各号及び浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領第 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※開札前に、人的関係のある複数の者が 1 者を除き入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効とはならない。

※共同企業体の場合、人的関係にある者同士が互いに別の共同企業体の構成員同士であるときは、いずれか 1 企業体のみの入札参加とする（人的関係にある者同士が同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能）。

16 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

17 前金払及び部分払

前金払はできないものとする。また、業務の完了を確認したときは、支払い回数を 2 回以内として部分払いをする。

18 契約書の作成

要

19 契約に関する特記事項

なし

20 期間の計算

本件公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除外して計算するものとする。

21 開庁時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）